

令和6年度 岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金
審査要領

(目的)

第1 本要領は、岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9の規定に基づき、補助事業の採否を決定するために行う審査について、必要な事項を定めるものである。

(審査の基準)

第2 下記に定める事項について厳正な審査を行い、以下の全ての基準を満たすものを採択するものとする。

(1) 補助事業者

岩手県内の、市町村並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合であること。

(2) 補助事業の目的・内容

ア 災害時においても地域で一定のエネルギーを賄う自立・分散型エネルギー供給システム（以下「自立・分散型システム」という。）の整備を目的としたものであること。

イ 地域資源を有効に活用する自立・分散型システムの導入計画の策定及び設計並びに導入計画の実現に向けた住民等への普及啓発を行うものであること。

(3) 事業実施地域

災害時において、エネルギー供給の必要性が高い施設を複数有する地域であること。

(4) 事業実施体制等

ア 補助事業を的確に遂行するに足る実施体制及び管理体制を有すること。

イ 適切なスケジュールが立案され、補助金を申請しようとする事業年度の3月18日までに完了する見込みのあるものであること。

(5) 成果・効果

ア 本事業の成果を活用し、自立・分散型システムを整備する具体的かつ実現可能な工程が示されていること。

イ 本県における自立・分散型システムのモデル事例として適切と判断されるものであること。

(審査委員会)

第3 第2に定める審査に当たり、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会の設置については、別途定める。

3 委員会は、別表に定める審査項目に基づき審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

(委員会の審査方法及び県への報告方法)

第4 委員会による審査は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から提出された事業計画書について、申請者によるプレゼンテーションを踏まえ、別表に掲げる審査項目及び審査観点に基づき行うものとする。

2 委員会の委員は、審査項目ごとに評価を行い、審査票に評点を記入するものとする。

3 委員会は、評点の合計に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを合計した総得3点により順位を付して県に報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が


同数の場合には、委員において合意のうえ順位を決定するものとする。

- 4 申請者が1者のみであった場合は、委員会においてプレゼンテーションに基づく審査を行い、採択候補としてふさわしいか否かを評価する。
- 5 委員会は、順位にかかわらず、いずれの申請も採択候補としてふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- 6 委員会は、審査結果の報告に当たり、事業の実施に関する意見を付すことができる。

別表

審査項目		審査観点	配点
計画内容	必要性	・災害時において、自立・分散型エネルギー供給システムを構築する必要性が高い計画となっているか。	10
	妥当性	・構築する自立・分散型エネルギー供給システムは、災害時においてその機能を発揮する妥当な計画となっているか。	10
	モデル性	・構築する自立・分散型エネルギー供給システムは、今後、県内において展開すべきモデル事例としてふさわしいか。	10
その他 (加点要件)		・過去に同補助金を受けていないか。	1
合計			31

※ 計画内容に係る評点については以下のとおり。

非常に優れている	優れている	妥当である	物足りない	不十分である
10点				0点

※ その他については、申請者が過去に同補助金を受けていない場合に1点加点する。

※ 採択候補として必要な水準は、計画内容に係る審査の合計点が概ね5割（15点）以上とする。